

鹿屋市総合計画 基本構想

鹿屋市

目 次

第1編 序 論

第1章 計画策定の意義 -----	1
1 計画の趣旨 -----	1
2 計画の性格と役割 -----	1
3 計画の構成と期間 -----	2
第2章 時代潮流と鹿屋市を取り巻く環境 -----	3
1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来 -----	3
2 高度情報化の急速な進展 -----	3
3 価値観・生活様式の多様化 -----	3
4 国際化の進展 -----	4
5 地球規模での環境問題の顕在化 -----	4
6 産業構造の変化 -----	4
7 構造改革・規制緩和の進行と地方分権の進展 -----	5
8 共生・協働社会の構築 -----	5
第3章 鹿屋市の特性と課題 -----	6
1 鹿屋市の特性 -----	6
2 鹿屋市の課題 -----	7

第2編 基本構想

第1章 鹿屋市の将来都市像 -----	10
第1節 将来都市像 -----	10
第2節 将来の指標 -----	11
1 人口 -----	11
2 市民所得 -----	11
第2章 基本理念 -----	12
第3章 まちづくりの基本目標 -----	14
第1節 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり -----	14
1 生涯にわたる健康づくりの推進 -----	14
2 ふれあいの福祉の創造 -----	20
第2節 創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり -----	15
1 生涯学習社会の形成 -----	15
2 人権を尊重する平和な社会の実現 -----	15
3 市民文化の振興 -----	15
4 スポーツ活動の振興 -----	15
5 国際性豊かな人づくりの推進 -----	16
第3節 安全・安心な暮らしのあるまちづくり -----	16
1 安全・安心のまちづくり -----	16
第4節 豊かな自然環境を次代に引きつぐまちづくり -----	16
1 地球にやさしいまちづくり -----	16
第5節 快適な生活を支えるまちづくり -----	17
1 適正な土地利用の推進 -----	17
2 交通体系の整備 -----	17
3 快適な居住環境の充実 -----	17
4 高度情報通信社会への対応 -----	17
第6節 活力ある産業が展開するまちづくり -----	18
1 活力ある農林水産業の確立 -----	18
2 賑わいと活力ある商工業の振興 -----	18
3 魅力あふれる観光地の創造 -----	18
4 雇用の促進と勤労者福祉の充実 -----	19
第4章 まちづくりの推進体制 -----	20
第1節 共生・協働社会の構築 -----	20
第2節 効率的・効果的な行財政運営に向けた経営システムの確立 -----	20
第3節 広域行政の推進 -----	21
第5章 施策の体系 -----	22

第1編 序 論

第1章 計画策定の意義

1 計画の趣旨

わが国の社会経済情勢は、少子高齢社会・人口減少時代の到来、高度情報化や経済のグローバル化の一層の進展、さらには地球規模での環境問題の顕在化などの、これまで経験したことのない大きな変化・変革の時を迎えています。

このような中で、地方自治体は、国の構造改革の強力な推進などにより、これまでにない厳しい財政状況を迎えている一方で、自らが決定し（自己決定）自らが責任を負う（自己責任）地方主体のまちづくりを展開していくことが強く求められています。

地方が、このような大きな変革期の到来に対応していくために、市町村合併を進める中で、鹿屋市、輝北町、串良町、吾平町の1市3町は、大隅中央合併協議会での協議を経て、平成18年1月1日に合併し、新「鹿屋市」が誕生しました。合併協議会では、各市町の特性や資源、これまでの取り組み等を生かしながら、新市の一体性の確保と均衡ある発展を目指す、「鹿屋市新市まちづくり計画」を作成しました。

鹿屋市総合計画は、この「鹿屋市新市まちづくり計画」を尊重しながら、合併後も急速に進む変化・変革等の時代潮流を踏まえ、市民との協働により地域特性や資源を生かした地域の活性化と発展に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示すものです。

2 計画の性格と役割

鹿屋市総合計画は、鹿屋市民一人ひとりが、鹿屋市で暮らし、生きていくことに誇りと幸せを感じることができるよう、鹿屋市の目指すべき方向性と、それを実現するための基本的な取り組みなどを明らかにし、市民と行政が協働してまちづくりを進めるうえでの市政の基本方針としての性格を持ちます。

また、本計画は、以下の3つの役割を持っています。

市政の総合的な経営指針となる最上位の計画

市政運営を総合的・経営的に進めていくうえでの、市の最も上位に位置する計画とします。福祉、教育など、各行政分野の個別計画や施策等は、本計画に基づいて実施していきます。

市民と行政が共有し、協働のもとでまちづくりを行うための行動指針

市民と行政が共通の理念・目標を持つための基本方針としての、また、協働でまちづくりを進めるための行動指針となる計画とします。

国・県等との連携・協力を見据えた計画

国や県、周辺自治体等の諸計画、取り組み等との整合性を持ち、計画の実現に向けて必要な連携と協力を進めていくうえでの基本となる計画とします。

3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、それぞれ以下の役割と計画期間を持つものとします。

(1)「基本構想」

基本構想は、中長期的な見通しに立った鹿屋市のまちづくりの基本目標、将来のあるべき姿、目指すべき方向を示すもので、地方自治法第2条第4項の規定に基づいて定めるものです。計画期間は10年間（平成20年度から29年度まで）とします。

(2)「基本計画」

基本計画は、基本構想の都市像、目標を実現・達成するための施策の方向を体系的に示します。また、基本計画は、鹿屋市が実施する施策を中心に、国・県、他の公共団体及び市民、民間団体等と連携・協働して行う範囲も含めた、総合的な市政経営の指針となることを目指します。

基本計画の計画期間は、平成20年度から24年度までと、平成25年度から29年度までの前期と後期の各5年間とします。

(3)「実施計画」

実施計画は、基本計画で体系化した施策を計画的かつ効率的に実施するため、必要な事業を示すものであり、財政計画との整合や市民ニーズの高さ等を考慮した個別事業を位置づける具体的な計画として、毎年度の予算編成の指針として定めます。

実施計画の計画期間は、前・後期基本計画のそれぞれ5年間を、第1期3年間、第2期2年間とし、毎年度、ローリング方式により計画の見直しを行います。

第2章 時代潮流と鹿屋市を取り巻く環境

1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

わが国では、平成17年に出生数が死亡数を下回る状況となり、総人口が減少へ転じる「人口減少時代」へと突入しています。

平成17年の合計特殊出生率は、過去最低の1.26（厚生労働省 人口動態調査）となり、長期的な低下傾向となっており、同年の本県の合計特殊出生率も1.49と少子化の傾向が強まっています。

このため、子どもを安心して生み育てることができる環境・社会づくりや、市民や行政など、地域が一体となって取り組む体制・仕組みづくりが重要になっています。

一方、平成17年の全国の高齢化率は20.2%（平成17年国勢調査）と、急速に進んでおり、同年の本県の高齢化率は24.8%と、全国平均に比べ速いペースで高齢化が進行しています。

このような中、本市の高齢化率は、県平均よりは低いものの平成17年で23.6%と全国より高くなっています。

また、本市においては高齢化に伴う過疎化が著しく進んでいる地域もあります。

このため、豊かな長寿・高齢社会づくりに向けて、高齢者が生きがいを持ち、社会参加できる環境を地域ぐるみで構築していくことが求められています。

2 高度情報化の急速な進展

近年の情報通信技術の急速な進展は、市民生活や生産・経済活動など様々な分野に大きな変革をもたらしてきました。

また、携帯電話の多機能化やインターネット人口の増加、地上デジタル放送の開始などにより、さらに活用の幅が広がる傾向にあります。このような情報通信技術を市民生活や域外への情報提供・発信、事務事業の効率化に、積極的に生かしていくことが求められています。

しかしながら、このような情報通信技術の進展は、一方で個人情報の流出等の問題や情報通信基盤整備の状況等による個人間、地域間の社会的な情報格差をもたらしつつあります。

今後、地方自治体においても、ICT社会に対応した市民サービス等の向上や情報通信基盤の整備による情報格差の解消、個人情報のセキュリティ対策が急務となっています。

3 価値観・生活様式の多様化

生活水準の向上や余暇時間の増大等を背景に、人々の価値観は、「モノ」の豊かさから「こころ」の豊かさ、個性を重視する方向へと変化しており、交通体系の整備や高度情報化の進展と相まって、人々の生活様式の多様化が進んでいます。

このため、市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、自己責任のもとで多様な生き方を選択・実践できる機会や環境づくり、多様化・高度化する市民ニーズに対応できる質の高いまちづくりが求められています。

4 国際化の進展

今日の情報通信網の整備や交通等の技術革新の進展は、人・モノ・情報などの移動、交流の規模と範囲を飛躍的に増大させています。このような中、国際的な結びつきが深まり、地球規模の競争が進行する一方で、経済活動をはじめとする様々な分野で国際的な相互の依存関係は一層高まっています。中でも急速な経済発展を遂げている中国をはじめ、アジア諸国との関係を見据えた産業面などの取り組みが必要となってきました。

また、このような国際化の広がりを踏まえ、観光・文化交流など多面的な国際交流を進めていくことが必要であり、その実現に向け、国際化に対する意識を高めていくとともに、国際化に対応できる人材の育成等を進めることが求められています。

5 地球規模での環境問題の顕在化

経済や技術の進展は、わたくし達の生活を豊かで便利にする一方で地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化など、地球規模で様々な環境問題をもたらしています。

また、資源エネルギーの減少や地球温暖化への対策など人々の地球環境に対する関心も高まってきました。

このため、経済活動のあり方や市民意識、ライフスタイルを見直し、自然と共生する環境負荷の少ない循環型の社会を形成し、豊かな自然を次代に引き継いでいくことが求められています。

6 産業構造の変化

わが国の産業構造は、高度情報化の進展に伴う情報関連サービスの需要拡大、高齢化の進行や健康に関する意識の高まりなどによる保健・医療・福祉等のニーズの増加などにより第3次産業の比重が高まってきました。

また、経済のグローバル化、アジア諸国の経済の急成長等を背景として、企業の生産拠点の海外移転が進む一方、わが国の景気回復に伴って国際的分業体制を再構築する動きが見られるなど、世界的規模で事業展開が再編されています。

農業分野においては、農畜産物の輸入自由化による海外との競合や従事者の高齢化、後継者の減少等により、産業構造における農業の比重の減少が顕著となっています。

本市においても、第3次産業の比重が全国と同様に増加している一方で、基幹産業である第1次産業の比重が減少してきました。

今後は、安全で安心な農林水産物の生産振興による第1次産業の振興とあわせ、食品加工・製造業等の起業・立地の促進など、地域の農林水産物の付加価値を高める第2次・第3次産業を振興する取り組みを進め、産業構造の転換による競争力の高い地域産業を構築していくことが必要です。

7 構造改革・規制緩和の進行と地方分権の進展

平成12年4月に施行された「地方分権一括法」により、市町村はこれまで以上に自主性・自立性を確立し、地域の特性を生かしたまちづくりや簡素で効率的な行政運営を求められています。

このような中、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の見直しからなる、いわゆる「三位一体の改革」の推進により、地方自治体の歳入は大幅に減少してきている一方で、権限移譲により事務量が増加してきています。

さらに、規制緩和の進行は、多様な主体の公共的サービス分野への参入等によるサービスの向上や経済の拡大などの効果を上げている中で、事業者の不採算地域からの撤退などによる新たな地域格差を生じさせています。

今後も、構造改革や規制緩和の進行が予想される中、市町村は、さらに厳しくなる財政状況の中での地方分権の進展に対応していくため、さらなる効率化を図るなど、自立した都市を形成していくことが求められています。

このため、市民の多様なニーズに応える行政能力の向上や財政基盤の強化に努めるとともに、市民参画のもとで、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組みを進めることが必要となっています。

また、国・地方を通じた厳しい財政状況を背景に、安定した地方行政の基盤を構築するため、道州制などの地方自治制度そのものの改革に関する議論が進められています。

このような中、市民の日常生活圏の拡大や多様化・複雑化する行政需要に対応するため、様々な行政分野で積極的な広域行政を展開していくことが求められています。

8 共生・協働社会の構築

地方自治体は、社会経済情勢などの変化に伴い多様化・高度化する住民の行政需要や地方分権の進展による国や県からの権限移譲など行政事務の増大への的確な対応が求められています。

このため、公共的サービスを行政が独占的に直接担うこれまでのまちづくりのあり方から、住民やNPO、ボランティア、企業など多様な主体と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を認識し、協力しながらまちづくりを進める共生・協働社会の構築が必要となっています。

また、福祉や教育、環境など地域を取り巻く様々な課題に対して住民が積極的に取り組んでいくための住民自治の仕組みづくりも重要となっており、住民と行政の情報の共有化による信頼関係の構築、コミュニティ活動の充実・強化を図るための人材育成や支援などが求められています。

第3章 鹿屋市の特性と課題

1 鹿屋市の特性

(1) 国内有数の農畜産地帯の形成

温暖な気候や豊かな自然環境を生かしたさつまいも、茶、園芸作物などの農業をはじめ、養豚、肉用牛等の畜産業、養殖漁業などの水産業等において、高い生産を誇るわが国の食料供給基地を形成しています。

中でも、肉用牛、豚、カンパチなどは国内トップクラスの産出額を誇っています。

(2) 健康・スポーツに関する機関・施設等が集積する地域を形成

鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザ健康増進センターなど健康・スポーツに関する特色ある機関・施設等が集積する他の地域にない恵まれた特性を有しています。

また、日本一の規模を誇るかのやグラウンド・ゴルフ場や串良平和アリーナ等の多様な生涯スポーツ・競技スポーツ施設が整備されており、かのや健康・スポーツクラブをはじめとするNPO法人等によるスポーツ振興の取り組みも盛んに行われています。

(3) 豊かな自然や多様な観光資源・施設等を生かした交流拠点を形成

静穏な錦江湾に面した美しい海岸線や森林生物遺伝資源保存林を有する雄大な高隈山系など豊かな自然、かのやばら園や輝北天球館、基地史料館、吾平山上陵など多くの観光資源・史跡に恵まれています。

特に、近年、かのやばら園では域外からの入り込み客数が飛躍的に増加しており、今後、九州新幹線や東九州自動車道等の開通などによる相乗効果を生かしたさらなる交流人口の増加と地域全体の活性化が期待されています。

(4) 産業・文化・行政等の都市機能が集積する大隅地域の拠点都市を形成

鹿屋市は、古くから多くの官公署や業務機能が集積する大隅地域の政治・経済・文化の中心として発展してきました。

現在も、県都鹿児島市や鹿児島空港、中核国際港湾である志布志港を連絡する国道の結節点が市内にあることなどから、国・県等の機関、商業施設、文化・教育施設等の集積が進んでおり、大隅地域の拠点都市として地域の中心的な役割を果たしています。

2 鹿屋市の課題

(1) 経済基盤の強化による自立都市形成の推進

内発型の産業構造への転換

近年、農業を取り巻く環境は輸入自由化による国際競争や産地間競争の激化、高齢化の進行による生産者の減少、後継者の不足など非常に厳しい状況に直面しており、第1次産業を基幹産業とする本市に大きな影響を与えています。

このような中、本市では不透明な国内・国外の経済動向に左右されない足腰の強い産業を確立するため、地域の基幹産業である第1次産業の豊富な生産物を活用し付加価値を高める食品加工・製造業等を中心とした、第2次・第3次産業の振興につながる内発型産業構造への転換による生産都市への変革が求められています。

また、付加価値の高い商品開発や新技術導入への支援等による製造業の強化や高速交通体系の整備効果を生かした物流システムづくりなど、多様な取り組みの展開により自立できる産業構造を確立していくことが必要です。

企業誘致、地場産業・起業支援の推進

雇用機会の拡大や魅力ある労働環境の創出は、人口減少や過疎化が進む中において人口流出の抑制や就業人口の増加を促すなど、地域の活力や賑わいを創出するうえで重要です。

しかしながら、地場産業を取巻く環境は、社会経済情勢の変化、地域経済の低迷、産地間競争や国際競争の激化など厳しさを増していることから、地域特性を生かした産業の育成・支援を図るとともに、第1次産業を基軸とする食品加工・製造業などの企業誘致や起業支援を積極的に進めていくことが求められています。

また、持続的な経済発展のため地域の産業を支える人材の育成も必要となっています。

交流人口の増加促進

本市は、豊かな自然やかのやばら園をはじめとする観光拠点、特色ある「食」など多くの観光資源を有しており、今後、交流人口のさらなる増加に向けて九州新幹線や東九州自動車道など高速交通体系の整備効果を見据えた戦略的な取り組みが求められています。

今後は、地域の観光の拠点となるかのやばら園の機能充実とあわせ、周辺の観光拠点等と連携した広域的な観光ルートの確立やグリーンツーリズムの推進など、消費者の多様な嗜好を満たす観光の振興や観光産業を育成していくことが重要です。

また、観光交流に加え、鹿屋体育大学や国立大隅青少年自然の家などと連携したスポーツ合宿の誘致や全国レベルのスポーツイベントの誘致・開催など、健康・スポーツを通じた交流の促進による地域活性化が求められています。

(2) 地域経済の発展を支える拠点都市としての機能の充実・強化

高速交通体系の整備促進

高速道路等の高速交通網は産業振興や交流の促進など地域経済の発展を支える重要な基盤となります。

本市は、大隅半島の中心部に位置し、国道 504 号や 269 号、220 号が交差する人・モノ・情報の要衝となっていますが、高速交通体系の整備が遅れており、空港や県都鹿児島市等へのアクセスにおいて距離的・時間的な制約が生じています。

今後も、引き続き東九州自動車道・大隅縦貫道などの早期整備に向けて、周辺市町と協力しながら積極的な取り組みを展開していくことが必要です。

情報通信基盤の一層の整備促進

インターネットや携帯電話等の情報通信システムが、経済活動や市民生活の中に急速に浸透している一方で、利用環境の整備の遅れによる地域間の情報格差が生じています。

今後は、ICT 社会に対応した市民サービスの向上や人材育成に努めるとともに、情報格差の是正に向けて、ブロードバンド環境未整備地域の解消をはじめとする情報通信基盤の整備をさらに進めていくことが重要です。

交流拠点の機能強化

さらなる交流人口の増加促進のためには、拠点となる施設の充実・強化とネットワーク化が不可欠であり、かのやばら園など核となる交流拠点の機能強化とともに、集客機能や地域特産物等の販売機能など多様な機能を有する新たな複合交流拠点の形成の検討が必要です。

また、鹿屋の顔となる中心市街地が大隅地域の拠点都市にふさわしい魅力ある交流拠点として発展していくため、市民交流センターリナシティかのやを中心とした活性化の取り組みが求められています。

居住環境の向上

拠点都市としての発展のためには、市民や企業等が快適に生活し、活動できる環境づくりが何より重要であることから、これまで社会資本の整備や環境保全などに積極的に取り組んできており、都市機能の向上が図られています。

今後、一層の居住環境の向上を推進していくため、海上自衛隊鹿屋基地に起因する航空機騒音や第二次世界大戦当時の防空壕の埋め戻し、河川等の水質保全など、鹿屋市固有とも言うべき課題の対策強化に、引き続き取り組んでいくことが求められています。

(3) 地方分権時代に対応する自治体の形成

行財政基盤の一層の強化

国の三位一体改革や規制緩和の強力な推進などにより地方財政はこれまでにない厳しい状況にあります。このような中、地方分権の進展に伴う国や県からの権限移譲による事務量の増加や市民ニーズの多様化・複雑化が一層進んでいます。

今後は、自治体の能力や取り組みの成果が、行政サービスの地域間格差や、地域の活力に直接影響を及ぼしていくことが予想されます。

このため、持続可能な自立した自治体の形成に向けて、さらなる行財政運営の合理化・効率化を進めることが必要となっています。また、財源や人材などの限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用していく行財政システムの確立や職員の意識改革、政策形成能力の向上が一層重要になってくるとともに、市民と行政の明確な役割分担のもとで、まちづくりを進めていくことが求められています。

市民の日常生活圏や経済圏域の拡大などに対応していくため、周辺市町等との連携による効率的・効果的な広域行政の推進が重要となっています。

共生・協働社会の構築

地方分権の進展は、地方自治体の自主性・自立性の確立とともに、まちづくりの主体である市民の積極的な行政への参画を求めており、これからのまちづくりは、市民やNPO、ボランティア、企業など多様な主体と行政が協力しながら地域課題へ対応していく共生・協働社会の構築が極めて重要となります。

このため、市民の自主的なまちづくり活動の支援やボランティア、NPOなどの育成・支援に努めるとともに、市民のまちづくりへの参画を促す仕組みづくりが求められています。

また、人口減少や少子高齢化が進む中で、市民が主体となり、ともに支え合う地域づくりを進めていくため、地域コミュニティ活動の充実・強化に向けた検討が必要となっています。

第2編 基本構想

第1章 鹿屋市の将来都市像

第1節 将来都市像

鹿屋市は、雄大な高隈山系をいただき、肥沃な台地と静穏な錦江湾につつまれた豊かな自然環境の中で、穏和で健やかな人々が生まれ、農林水産業をはじめ様々な産業が展開する、大隅地域の中核的な都市をかたちづくっています。

また、合併前の市町は、それぞれが持つ歴史や文化、特性などを生かして、長い年月の中で個性的で多様なまちづくりに取り組んできており、このようなまちづくりの成果を十分に尊重しながら、新たな個性を創出し、魅力ある、拠点性の高い都市づくりを進めていくことが求められています。

このような多様な地域資源や特性をさらに磨き、可能性を見据えながら、市民、地域が一体となって取り組み、実現していく鹿屋市の将来都市像を、以下のように描きます。

ひと・まち・産業が躍動する 「健康・交流都市 かのや」

都市は、様々な「ひと」と、これらの人々の暮らしを支える自然環境や社会資本などからなる「まち」と多彩な「産業」でかたちづくられています。

これら都市を構成するすべての要素である「ひと・まち・産業」が、「鹿屋らしさ」を創出・発揮しながら、いきいきと躍動し、持続的に発展していくまちを目指します。

このためには、「ひと・まち・産業」の3つの要素のいずれもが、健康であることが必要であり、健康で文化的な生活を享受できるまち、すなわち「ひと」が健康であることをはじめとして、安全で安心して快適な生活を送ることができる「まち」が健康であること、そして、地域の発展と市民の暮らしを支える「産業」が健康であることを目指すものです。

鹿屋市は、農林水産業を基幹産業として、わが国有数の食料供給基地を形成しており、さらなる産業振興を行い、経済力、競争力を高めていくことが、今後の鹿屋市にとって、極めて重要です。

このため、改めて鹿屋市の資源・特性を見つめ直し、地域のブランド力を高めることにより、観光やスポーツなどによる「ひと」の交流はもとより、「まち」、「産業」の様々な交流を促進し、人・モノ・情報が飛び交い、都市を構成するすべてがいきいきと活力に溢れるまちを目指すものです。

第2節 将来の指標

1 人口

わが国の人口は、平成16年をピークに減少に転じ、本格的な人口減少時代を迎えており、国全体の人口推計と同様に、鹿屋市の人口についても、今後、減少傾向が続くことが予想されます。

このようなことを踏まえて、本計画の目標年次である平成29年（2017年）の鹿屋市の将来人口は、約102,000人と想定します。

本計画では、このような人口の減少を前提としながら、鹿屋市の将来都市像の実現、さらには大隅地域の拠点都市としての役割を果たしていくため、本計画に基づき、産業振興による雇用の創出や、福祉、生活環境、教育環境の充実など、積極的な取り組みを展開することによって、推計値を上回る104,000人の定住人口を目標とします。

2 市民所得

本市の市民所得は、長引く景気低迷の影響や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に伴い、今後も減少傾向が予想されますが、本計画に基づく施策等を積極的に展開し、一人当たりの県民所得を上回る市民所得を目標とします。

第2章 基本理念

まちづくりの理念とは、将来都市像の実現に向けて、鹿屋市の特性や資源を生かしたまちづくりを進めていくうえでの基本的な姿勢であり、合併協議で作成した「新市まちづくり計画」の考え方を発展的に継承するものです。

鹿屋市の将来都市像『ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市 かのや」』を実現するために、「心豊かでいきいき健やかな人づくり」、「安心して暮らせる快適なまちづくり」、「にぎわいと活力あふれる産業づくり」を基本理念に、時代に合致した自立した都市の形成を目指します。

心豊かでいきいき健やかな人づくり

今後も、高齢化の加速的な進行が予測される中、生涯にわたり健康で生きがいを持って自立した生活をしていくことはすべての市民に共通した願いです。

このため、健康づくりの推進や医療の充実、地域で見守り支え合う環境や体制づくりなどを進め、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず健康で安心した生活を享受できる地域社会の形成を目指します。

一方、自主・自立のまちづくりを進めていくうえでは、まちづくりの主演となり、地域の次代を担う人材の育成が重要であることから、すべての市民が、それぞれのライフステージに応じて学べる生涯学習社会の環境づくりを進めるとともに、児童・生徒の豊かな感性や学ぶ力、生きる力をはぐくむ教育を推進していきます。

また、鹿屋体育大学や国立大隅青少年自然の家、県民健康プラザ健康増進センターなど、地域の特色ある機関・施設との連携を深め、スポーツ活動や健康づくり活動などを通じた交流が、いきいきと展開するまちを目指します。

安心して暮らせる快適なまちづくり

地域の財産であるこの豊かな自然環境を次代に確実に引き継いでいくことは、現代に生きるわたし達に課された大きな責務であり、地球温暖化や資源エネルギーの減少といった地球規模の環境問題が顕在化する中、産業活動・市民生活レベルからの環境保全への取り組みが求められています。

このため、環境学習の推進や啓発活動の充実など、循環型のまちづくりを推進していきます。

また、豪雨による水害・土砂災害による被害、犯罪の凶悪化・低年齢化、高齢者の交通事故等の増加に対応していくため、防災、防犯、交通安全、基地対策等の充実・強化により安全・安心な生活環境を確保し、市民が住み続けたいと感じるまちを目指します。

また、地域経済の活性化のためには、交流を促進し、産業の発展を支える都市基盤の充実が不可欠であることから、適正な土地利用の推進のもと、利便性の高い交通ネットワークや情報基盤の確立など、市民が快適に暮らせる都市機能が充実したまちを目指します。

にぎわいと活力あふれる産業づくり

九州新幹線の全線開通や、東九州自動車道の開通、さらには、中核国際港湾である志布志港の整備など、地域の産業や交流をさらに飛躍させる取り組みが着実に進んでいます。

このような中で、温暖な気候や恵まれた生産基盤を活かした、安全で安心できる農林水産物の供給体制を確立する取り組みや地域の製品の付加価値を高める第2次・第3次産業の振興、さらには企業立地を進め、地域の資源や特性を生かした産業振興による新たな雇用の創出など、アジアを見据えた、次代を担う活力ある産業が展開するまちを目指します。

また、観光拠点としてのかのやばら園や市内に点在する様々な観光施設、また、恵まれた自然、歴史、文化等の多様な資源・特性を生かした魅力あふれる観光地づくりと、ネットワーク化による広域観光を推進します。

これらのことにより、異業種間や地域間での産業を通じた交流や観光振興を軸とした域内・域外との交流などが活発に展開する活気と賑わいに満ちたまちを目指します。

第3章 まちづくりの基本目標

市民福祉の増進と地域の発展を図るとともに、拠点性の高いまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくため、「保健・福祉」、「教育・文化」、「市民生活」、「環境保全」、「都市基盤」、「産業振興」の6つの分野の基本目標を定めます。

第1節 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり

1 生涯にわたる健康づくりの推進

すべての市民が、生涯にわたって心身ともに健康な生活が送れるようにという、健康づくりに対する市民の意識は、年々高まっています。

このため、市民が生涯にわたって健康でいきいきと生活できるよう、生活習慣病予防をはじめ、疾病の早期発見・早期治療のための各種健診・保健指導の充実や地域でのリーダー育成、健康づくり団体との連携、保健相談センターと地域医療機関等との有機的な連携など、健康づくりを支える推進体制の強化や保健・医療情報の提供をはじめとした保健活動の充実など、市民一人ひとりの健康づくりへの支援を総合的に推進します。

また、だれでも、いつでも、どこでも、必要なときに適切な医療を受けることができるよう、地域医療や救急医療体制の見直しを図ります。

2 ふれあいの福祉の創造

すべての市民が生涯にわたり、地域社会において多様な社会活動に参加するなど、自立した生活を送れる地域社会の形成が求められています。

このため、市民が生涯を通じて健やかに生活できる環境づくりをはじめ、子育てや介護などについて、あんしん地域ネットワークの活用や地域における福祉推進体制の充実などにより市民がお互いに助け合う環境づくりを進めるとともに、特に高齢者や障害者の社会参加に配慮した地域ケアシステム・福祉サービスの充実や居住環境・生活環境の整備を推進します。

また、児童福祉の向上や母子・寡婦、父子家庭の支援、子育て支援サービスの充実に努めます。

さらに、市民の健康と老後の生活を支える健康保険・老人保健・介護保険事業・年金の健全経営とともに、生活保護制度の適正な運用など、低所得者の福祉の向上に努めます。

第2節 創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり

1 生涯学習社会の形成

自ら学ぶ意欲と社会変化に主体的に対応できる、たくましく生きる人づくりが求められている中、子供から高齢者まで、すべての市民が生涯にわたり継続して学習できる質の高い環境の提供に努め、心豊かな人間性を培う教育を推進します。

特に、学校教育に関しては、人口減少、少子化に伴う小規模校と大規模校の混在や複式学級の存在などの問題を見据えた学校教育環境の向上を図るとともに、地域、学校、家庭の連携による地域ぐるみの取り組みによる世代間交流を促進し、子どもたちの個性を尊重しながら、豊かな人間性と生きる力をはぐくむ教育を進めます。

社会教育の面では、生涯各期にわたる幼児教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育、そして家庭における教育を促進します。

2 人権を尊重する平和な社会の実現

すべての市民が平和で、人間として尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる地域社会の実現を目指します。

このため、人権教育活動の実施や積極的な人権問題に関する啓発、広報等を行い、人権に対する市民意識の高揚を図ります。

3 市民文化の振興

地域で守りはぐくまれてきた文化遺産や伝統芸能等を地域の財産として次代に引き継ぐとともに、市民の自主的な文化活動を促進します。

このため、市民の心の豊かさや郷土への誇り意識の高揚を目指して、市民が芸術・文化に触れる機会の充実・確保や文化財の適正な管理・保存、活用を図り、また、市民が気軽に芸術・文化活動を行える機会の創出や支援を行い、文化の香り高い心豊かなまちを目指します。

4 スポーツ活動の振興

すべての市民が、日常生活の中で、また、それぞれの体力に応じて、生涯にわたりスポーツ活動を楽しみ、健康増進などに取り組める環境づくりを進めます。

このため、鹿屋体育大学などの関連機関との連携を図りながら、さらなるスポーツクラブの育成を図り、競技団体やスポーツ指導者、ボランティアの育成・活用など、地域ぐるみでのスポーツ活動を促進します。

また、鹿屋体育大学をはじめとする健康・スポーツに関連する機関・施設が集積している鹿屋市の大きな特性、そして、日本一の規模を誇るかのやグラウンド・ゴルフ場、その他の充実した生涯スポーツ、競技スポーツ施設等を生かした、県内、全国規模のイベントの誘致・開催、スポーツ合宿の誘致など、スポーツを通じた交流を促進します。

5 国際性豊かな人づくりの推進

経済をはじめとする様々な分野でグローバル化が進んでいく中では、国際性豊かな人材育成とスポーツ・文化・経済・技術交流など多彩で幅広い国際交流の展開が求められています。

このため、国際社会に対応できる人材の育成やアジア太平洋農村研修村における交流、鹿屋体育大学でのスポーツ活動、学術面での交流、NPO等の民間での国際交流組織の育成・支援など、市民、地域、行政が一体となって国際交流・協力を促進します。

第3節 安全・安心な暮らしのあるまちづくり

1 安全・安心のまちづくり

鹿屋市は、シラス台地や急傾斜地などが多く、台風や集中豪雨などの自然災害時の被害が発生しやすい状況にあります。

このため、雨水排水対策の強化や防災情報システムの構築、防災意識の啓発など、総合的な防災体制の充実・強化を図ります。

また、消防・救急体制の充実や治山・治水対策、危機管理体制や騒音問題等の基地対策の強化、交通安全施設や交通教育の充実、地域防犯体制の構築、さらには消費生活の安全確保のための消費生活相談の充実など、安全で、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

第4節 豊かな自然環境を次代に引きつぐまちづくり

1 地球にやさしいまちづくり

地球規模での環境問題が顕在化している中、ごみ、生活排水の問題など、生活に身近な環境保全も地域の大きな課題となっています。

豊富な緑やきれいな水など、美しい自然環境を次代へ引き継いでいくことは、わたし達の大きな責務であることから、河川、地下水の浄化やごみの資源化・再利用などによる減量化、リサイクルの推進、不法投棄対策の強化のほか、新エネルギーの導入に関する検討、環境教育、環境学習の充実など、市民意識の啓発に努め、地球にやさしいまちづくりを進めます。

第5節 快適な生活を支えるまちづくり

1 適正な土地利用の推進

大隅地域の拠点都市としての、さらなる都市機能の集積・充実を進めて行くに当たっては、計画的な土地の有効利用に努めます。

地価の安い郊外の宅地化によるスプロール化など、今後、ますます増大することが予想される土地需要と、これに伴う問題等に対しては、国土利用計画法や都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の関係法令の一体的運用による適正な規制などを行い、山林等の自然的土地利用や、農地、市街地等の土地利用が調和した良好な環境の維持に努めるとともに、長期的な視点に立って、適正な土地利用を推進します。

また、輝北、串良、吾平地域の市街地については、国・県道の整備にあわせた計画的な整備の実施や中心市街地とのネットワークによる都市機能の充実を図ります。

2 交通体系の整備

東九州自動車道や大隅縦貫道、国道504号など、高速・広域交通網の整備促進を図るとともに、市民生活に密着した市道等の整備・充実を図り、人・モノ・情報が活発に行き交う、大隅地域の拠点都市にふさわしい機能的な交通体系の構築を目指します。

また、誰もが快適に利用できる空間づくりを行うため、ユニバーサルデザインに配慮した道路の整備や良好な道路景観の形成に努めます。

さらに、日常生活の利便性向上を図るため、公共交通機関の維持・充実に努めます。

3 快適な居住環境の充実

快適な居住環境を形成していくためには、安全性はもとより、高齢者・障害者・子どもへの配慮、自然環境への配慮など、様々な対応が求められます。

このため、総合的な雨水排水対策や住宅の改善の推進など市民生活の安全と安心を守る対策を進めます。

また、身近な公園・緑地の整備、親しみを持てる河川環境の保全、地域特性を生かした自然と調和する魅力ある景観の形成などにより快適な居住空間の創出を目指します。

ライフラインである上水道については、安全で安定した供給に努めます。

4 高度情報通信社会への対応

インターネット利用環境や携帯電話の急速な普及など、高度情報通信社会の進展は産業活動から市民生活まで大きな影響をもたらしており、インターネット上での商業活動や買い物など日常生活における利便性が急激に向上する中で、地域間の情報格差の拡大など新たな課題が顕在化してきています。また、情報通信技術の普及に伴い、情報の漏洩や改ざんなどの被害も増加しています。

このようなことから、地域間や世代間などでの情報格差の解消や情報セキュリティの向上に向けて、インターネット回線などの情報通信基盤の整備促進とともに、高度情報化社会の進展に対応できる人材の育成や情報化に関する啓発活動に努めます。

第6節 活力ある産業が展開するまちづくり

1 活力ある農林水産業の確立

地域の活力を担う農林水産業をさらに発展させるため、温暖な気候や広大な畑地などの恵まれた条件を生かす計画的な生産基盤の整備や農地の集約化とともに、少子高齢社会の進行に伴う担い手不足に対応していくため、集落営農体制の構築や異業種連携などを推進します。

また、食の安全・安心に対する関心の高まりや、多様化する消費者ニーズに的確に対応するため、安全で付加価値の高い農林水産物の生産や地域の豊かな自然を保全する環境保全型農林水産業、地域資源であるバイオマス等の活用による産業振興を推進します。

そして、消費者に信頼されるブランドの確立とともに、地域イメージを確立する取り組みにより相乗的な効果を発揮させることで、地域の経済力・競争力の向上を目指します。

2 賑わいと活力ある商工業の振興

商業の振興に当たっては、市民の多様な消費ニーズを満たすため、郊外型の大型店、中小小売店や専門店など、それぞれの機能と役割の分担を図りながら自立的な発展を促していきます。

また、中心市街地については、市民交流センターリナシティかのやの利用促進により人の流れを創出することで、中心市街地にふさわしい魅力ある商業機能の充実を促していきます。

工業の振興については、鹿屋市産業支援センターを中心に地域の農林水産物の付加価値を高める食品加工・製造業などの地場産業の育成・起業支援、企業立地を推進し、地域経済を活性化していくとともに、新たな雇用の創出を目指していきます。

3 魅力あふれる観光地の創造

本市は、豊かな自然や、かのやばら園、輝北天球館、吾平山上陵などの特色ある施設、豊かな食文化など多彩な観光資源を有しています。

九州新幹線の全線開通や東九州自動車道の開通など地域の交流や産業をさらに飛躍させる取り組みが進む中、観光交流を促進するため、これらの特色ある資源を生かした観光拠点の充実とともに、効果的なPR活動の推進により、魅力ある観光地の創造を目指します。

このため、かのやばら園など拠点となる施設の機能の充実・強化とともに、地域の魅力である豊かな自然や「食」を生かした観光の開発、戦略的な誘客・PR活動を推進します。

また、観光資源の一体的活用のため大隅地域の市町と連携した広域的な観光ルートの確立を図り、大隅地域の一体的な観光振興を目指します。

4 雇用の促進と勤労者福祉の充実

労働意欲を持つすべての市民が就労できる安定した雇用の確保や勤労者福祉の充実は、安心で安定した暮らしの基本となるものです。

このため、鹿屋市産業支援センターを中心として、基幹産業である第1次産業を基軸とした食品加工・製造業等の起業促進と地場産業の育成・強化や、企業立地の推進等による新たな雇用の創出を図ります。

また、鹿屋市中小企業勤労者福祉サービスセンターの活用を促進し、中小企業の従業員・経営者の福利厚生の上昇を図り、ゆとりある勤労者生活を支える労働環境の整備を進めます。

第4章 まちづくりの推進体制

基本構想の推進に当たっては、すべての施策に共通する以下の3つの視点を念頭におきながら、鹿屋市の将来都市像『ひと・まち・産業が躍動する「健康・交流都市 かのや」』の実現に向けた取り組みを進めます。

共生・協働で進めるまちづくり

第1節 共生・協働社会の構築

市民・事業者・行政が、それぞれの果たすべき役割と責任を認識し、地域における福祉活動や人づくりなど様々な分野での活動を主体的に行う地域コミュニティを形成していくため、市民等と行政の情報の共有化と、市民ニーズや意見の的確な把握に努めるとともに、コミュニティ活動の充実・強化を支援します。

また、男女共同参画社会づくりの推進のほか、すべての市民が主体的・積極的にまちづくりに参画できる機会や仕組みづくりに取り組み、市民が主役のわかりやすい、開かれたまちづくりを進めます。

さらには、様々な分野において、市民やNPO、ボランティア団体などの多様な活動主体が、積極的に行政に参画できるよう、行政の担うべき役割の明確化と重点化を図るとともに、行政との共生・協働によるまちづくりを進める環境づくりに努めます。

第2節 効率的・効果的な行財政運営に向けた経営システムの確立

社会経済情勢などの変化に伴い多様化・高度化する市民の行政需要や地方分権の進展による行政事務の増大などに的確に対応する、効率的な行政経営と総合的な施策等の推進体制の確立が強く求められています。

このため、時代の変化等に適切に対応する行政組織・機構の見直しを適宜・適期に行うとともに、職員一人ひとりの意識改革・資質向上とあわせて行政評価制度の確立や事務改善、職員数の適正化、人件費の抑制等の改革に積極的に取り組み、市民サービスの質の向上に努めます。

市有施設に関しては、運営の効率化を基本に、必要に応じ整備・改修・整理を行い、指定管理者制度やPFI事業方式をはじめとする民間活力の導入を積極的に検討していきます。

また、市税などの自主財源の安定的な確保や、受益者負担の適正化を図るとともに、限られた財源の中で、経費のより一層の重点化・効率化を図り、効率的・効果的な財政経営を展開し、時代に即応する行財政運営に向けた経営システムの確立に努めます。

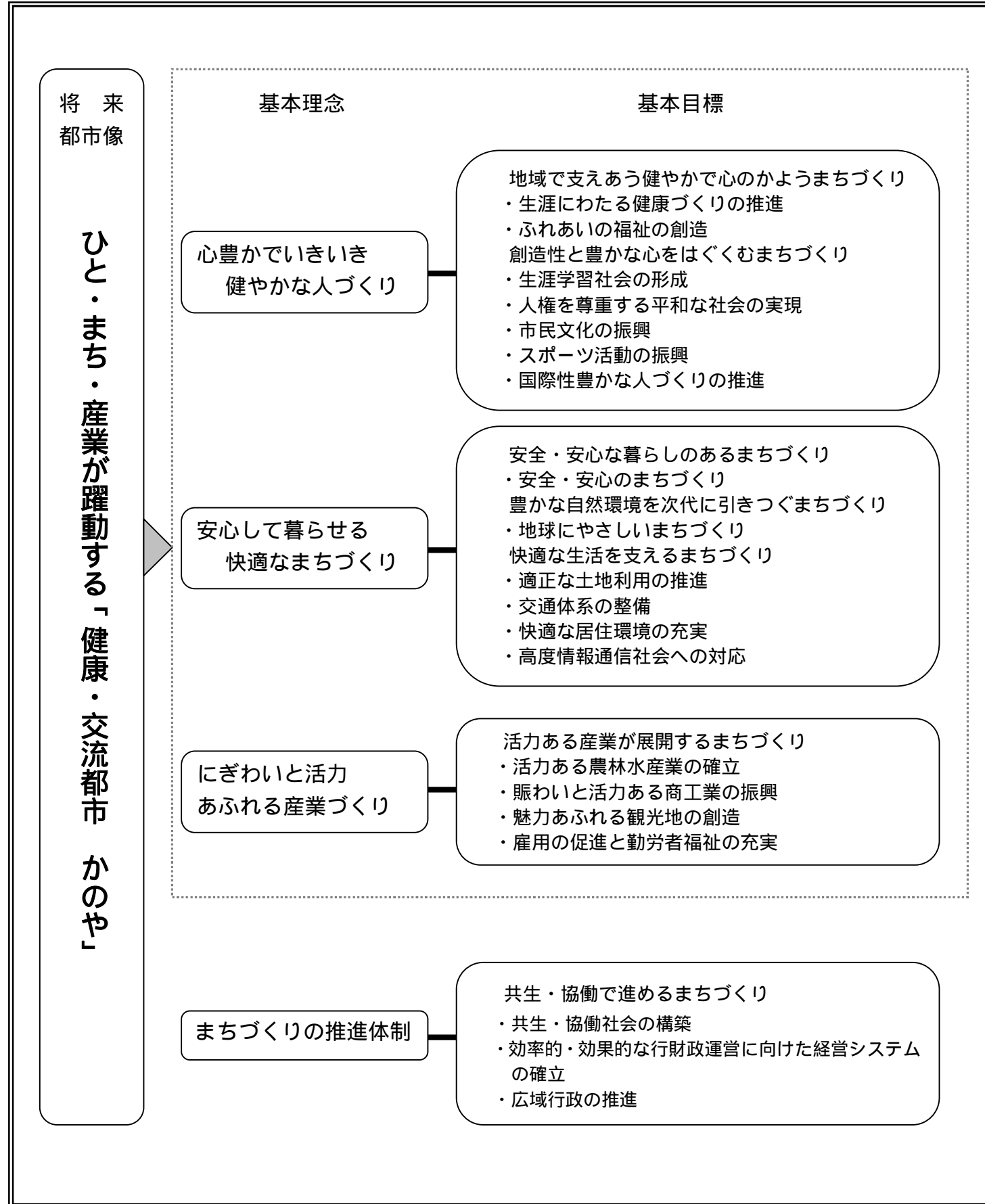
第3節 広域行政の推進

市民の日常生活圏の拡大、広域化に伴い、様々な分野で行政区域を越えた広域的な対応が求められている中、このようなニーズに対応し、市民生活の利便性の向上と行政の効率化を図るためには、隣接市町はもとより、関連する自治体同士が、その役割を分担・補完していくことが重要です。

このため、鹿屋市は、大隅地域の中核的な役割を担う都市として、地域全体の発展を見据えて各市町に配慮し、それぞれの機能と役割分担のもと、効率的・効果的な施策を推進するとともに、国・県・周辺市町との責任と役割を明確にし、相互の連携と協調を図りながら、高速交通体系の整備促進や広域観光の推進など広域行政を先導的に推進していきます。

第5章 施策の体系

基本構想



基本計画

第1部 自立都市創造プラン

第1章 自立都市創造プランの考え方

第2章 自立都市創造プラン

1. 地域ブランド創出プロジェクト

2. 安全・安心のまちづくりプロジェクト

3. 地域づくり・人づくりプロジェクト

4. 市政改革プロジェクト

第2部 分野別計画

第1章 地域で支えあう健やかで心のかようまちづくり

第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

第2節 ふれあいの福祉の創造

1. 高齢者福祉の充実

2. 障害者(児)福祉の充実

3. 児童・家庭福祉の充実

4. 地域福祉の充実

5. 社会保障の充実

第2章 創造性と豊かな心をはぐくむまちづくり

第1節 生涯学習社会の形成

1. 生涯学習の推進

2. 学校教育の充実

3. 社会教育の充実

第2節 人権を尊重する平和な社会の実現

第3節 市民文化の振興

第4節 スポーツ活動の振興

第5節 国際性豊かな人づくりの推進

第3章 安全・安心な暮らしのあるまちづくり

第1節 安全・安心のまちづくり

1. 防災体制の充実

2. 消防・救急体制の充実

3. 治山・治水対策の充実

4. 基地対策の充実

5. 交通安全の推進

6. 防犯・消費生活相談体制の充実

第4章 豊かな自然環境を次代に引きつぐまちづくり

第1節 地球にやさしいまちづくり

1. 地球環境問題等への対応

2. 循環型社会の形成

3. 環境衛生の充実

第3部 地域別計画

第1章 地域別計画の基本方向

第1節 地域別計画の考え方

第2節 地域・地区の区分

第2章 地域別計画

第1節 鹿屋地域

1. 市街地中心地区 2. 寿地区 3. 西原地区 4. 高隈地区 5. 東原・祓川地区

6. 田崎地区 7. 大始良地区 8. 高須・浜田地区 9. 古江・花岡地区

第2節 輝北地域

第3節 串良地域

第4節 吾平地域

第5章 快適な生活を支えるまちづくり

第1節 適正な土地利用の推進

第2節 交通体系の整備

第3節 快適な居住環境の充実

1. 下水道等の整備

2. 上水道の安定供給

3. 住宅・宅地の整備

4. 公園・緑地の整備

5. 河川の整備

6. 魅力ある景観の創造

第4節 高度情報通信社会への対応

第6章 活力ある産業が展開するまちづくり

第1節 活力ある農林水産業の確立

1. 農業の振興

2. 林業の振興

3. 水産業の振興

第2節 賑わいと活力ある商工業の振興

1. 商業の振興

2. 工業の振興

第3節 魅力あふれる観光地の創造

第4節 雇用の促進と勤労者福祉の充実

第7章 共生・協働で進めるまちづくり

第1節 共生・協働社会の構築

1. 市民参画の推進

2. 地域コミュニティ活動の推進

3. 男女共同参画社会づくり

第2節 効率的・効果的な行財政運営に向けた経営システムの確立

第3節 広域行政の推進